

# マージン率等の情報提供について

労働者派遣法第23条第5項に基づき、マージン率等を次のとおり公開いたします。

## ① 令和5年6月1日付け 派遣労働者数

3人

## ② 令和4年度 派遣先事業所数(実数)

3事業所

## ③ 令和4年度(令和3年7月1日～令和4年6月30日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

27,913円(8時間あたり)

## ④ 令和4年度(令和3年7月1日～令和4年6月30日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

23,195円(8時間あたり)

## ⑤ 令和4年度(令和3年7月1日～令和4年6月30日) マージン率

16.9%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[ \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)あたりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)あたりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)あたりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※百分率(%)表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。  
※マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。  
※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

## ⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

### ■ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 ( 全ての派遣労働者 )

当該労使協定の有効期間の終期 ( 2024年3月31日 )

### □ 締結していない

※協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

## ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
役職別研修	派遣中	OFF-JT	無償	有償
現場フォロー研修	派遣中	OJT	無償	有償
資格取得勉強会	派遣中	OFF-JT	無償	有償

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 川原浩二郎 電話番号072-243-3532

## ⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

事業所名 株式会社総合水研究所  
石津ビル環境分析センター  
許可番号 派27-303324